

熊本市公害防止事前指導要綱

制定	平成10年4月	1日	環境保全局長決裁
改正	平成19年6月	7日	環境保全局長決裁
	平成21年7月	1日	環境保全局長決裁
	平成23年6月29日		環境保全課長決裁
	令和5年6月21日		環境政策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市内における工場、事業場その他の公害を発生させるおそれのある建築物の建築等（新築、増築、改築及び移転並びに大規模の修繕又は模様替並びに用途変更をいう。以下同じ。）又は除却に係る公害の発生を未然に防止するため熊本市が実施する事前指導について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公害」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定するもの及び光害をいう。

2 この要綱において「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第1号に規定するものをいう。

(公害防止事前指導届出書の提出)

第3条 熊本市内において建築物の建築等をしようとする者は、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知を行う前に、公害防止事前指導届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、公害防止に係る必要な指導を受けなければならない。

- (1) 公害防止対策審査書（別紙1）
- (2) 付近の見取図
- (3) 配置図及び平面図
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 次に掲げる建築物については、前項の規定を適用しない。

- (1) 専用住宅
- (2) 共同住宅、下宿又は寄宿舎の用途に供する建築物
- (3) 仮設建築物その他市長が特に届出が必要でないと認めたもの

3 前項の規定にかかわらず、熊本市中高層建築物の建築に関する指導要綱（昭和63年10月15日制定）第3条第1項第3号に規定する共同住宅、下宿又は寄宿舎の用途に供する建築物については、熊本市中高層建築物の建築に関する指導要綱実施要領第5条第7項に規定する建築確認申請事前調査報告書により事前指導を行うものとする。

(届出の審査)

第4条 市長は、前条の届出があったときは、速やかに届出に係る建築物による公害発生のおそれの有無について審査するものとする。

2 市長は、前項の審査に基づき、前条の届出をした者（以下「届出者」という。）に対し、届出者が講じるべき措置等公害の未然防止に必要な事項を指導するものとする。

3 届出者は、前項の指導事項を遵守しなければならない。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年6月21日から施行する。

決 裁 欄	課 長	副課長	主 査	班 員

公害防止事前指導届出書

熊本市公害防止事前指導要綱第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物(事業所)の名称 ※仮称で可			
建 築 場 所	熊本市		
建 築 種 別	新 築 ・ 棟 別 新 築 ・ 増 築 用 途 変 更 (⇒) ・ その他		
建 物 の 構 造 等	() 造 ・ () 階 建		
用 途 地 域		建築物の用途	
敷 地 面 積	m ²	延 床 面 積	m ²
業 種			
建 築 確 認 申 請 者 (建 築 主)	住所 氏名 TEL() —		
設 計 者	住所 氏名 TEL() —		
工 事 施 工 者 ※決定していれば記入	住所 氏名 TEL() —		
工 事 着 工 予 定 日	年 月 日	使用開始予定	年 月 日
公害防止対策審査書	別 紙 1		
付 近 の 見 取 図	別 紙		
配 置 図 及 び 平 面 図	別 紙 (施設設備等については、設置場所、能力を記入する。)		
特 定 施 設 等 の 届 出	大 気 汚 染 防 止 法	要	不要
	騒 音 規 制 法	要	不要
	振 動 規 制 法	要	不要
	ダイオキシン類対策特別措置法	要	不要
	熊本県生活環境の保全等に関する条例	要	不要
	届出用紙配布済み 大 騒 振 ダ 条例		
備 考			

※ 上記表中の太線枠内のみ、ご記入ください。

公害防止対策審査書

本審査書は、建造物の建築に際し実施する建設作業の内容及び建築しようとする建築物の設備等について、公害防止対策の観点から審査するものです。

建築主において、該当する□欄に黒色又は青色にてレ印を付してください。

本審査書に記入した公害防止対策については、必ず実施するとともに、届出が必要な事項については指定された期限内に届出をしてください。

《特定建設作業、アスベスト除去等工事、建築現場での作業の状況》

1 解体作業

- ☐ 無し
- ☐ 有り
 - ☐ 手作業による解体
 - ☐ ニブラを使用
 - ☐ 削岩機を使用
 - ☐ 手持式 ⇒ 騒音規制法による特定建設作業の届出が必要
 - ☐ その他 ⇒ 騒音規制法、振動規制法による特定建設作業の届出が必要
 - ☐ 解体施設にアスベストの使用有 ⇒ (レベル1, 2建材の場合)
大気汚染防止法による特定粉じん排出等作業の届出が必要
(解体面積が80m²以上の場合)
アスベストの事前調査結果の報告が必要

2 掘削作業等

- ☐ 無し
- ☐ 有り
 - ☐ スコップ等による手堀
 - ☐ 掘削機を使用
 - ☐ 指定機種 (低騒音型機種) ⇒ 熊本県生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の届出が必要
 - ☐ 指定機種外 ⇒ 騒音規制法による特定建設作業の届出が必要

3 くい打ち作業、土留め作業

- ☐ 無し
- ☐ 有り
 - ☐ アースオーガーを併用 ⇒ 振動規制法による特定建設作業の届出が必要
 - ☐ くい打ち機、くい抜き機を使用 (圧入式は除く) ⇒ 騒音規制法、振動規制法による特定建設作業の届出が必要
 - ☐ 現場打ち

※ 各法令に基づく特定建設作業の届出は、その作業を開始した日に作業が終了する場合は、届出不要です。

建築主、工事施工者への注意事項

以下の点について注意してください。

- ① 特定建設作業の届出は、元請業者が作業開始の日の7日前までに届け出する。
- ② 特定建設作業(夜間作業は原則禁止)以外の夜間の作業について、可能な限り実施しない。
- ③ 特定粉じん排出等作業の届出は、元請業者が作業開始の日の14日前までに届け出する。
- ④ 工事の騒音、振動、粉じん等について付近住民の迷惑とならないよう配慮する。
- ⑤ 付近住民には、事前に工事概要等を周知し、できるだけ了解を求めるよう努める。

《騒音・振動特定施設、特定作業、ばい煙発生施設等の設置状況》

- 1 圧縮機（エアコンの室外機の圧縮機、コンプレッサー等を含む、能力は原動機の定格出力）
 - ☐ 無し
 - ☐ 有り
 - ☐ 冷暖房用（☐2.25kW 未満・☐2.25kW 以上⇒ア）
 - ☐ 冷蔵・冷凍用（☐2.25kW 未満・☐2.25kW 以上⇒ア）
 - ☐ 空気圧縮用（☐2.25kW 未満・☐2.25kW 以上 7.5kW 未満⇒ア・☐7.5kW 以上⇒イ、ウ）
- 2 送風機（ファン、換気扇、浄化槽ブロアー等を含む）
 - ☐ 無し
 - ☐ 有り（☐2.25kW 未満・☐2.25kW 以上 7.5kW 未満⇒ア・☐7.5kW 以上⇒イ）
- 3 クーリングタワー
 - ☐ 無し
 - ☐ 有り（☐1.5kW 未満・☐1.5kW 以上⇒ア）
- 4 ボイラー
 - ☐ 無し
 - ☐ 有り
 - ☐ 燃料の種類（ ）
 - ☐ 燃焼能力（☐25L/h 以上 50L/h 未満⇒エ・☐50L/h 以上⇒オ）
 - ☐ バーナーの能力（☐20L/h 未満・☐20L/h 以上⇒ア）
 - ☐ 測定口を設置する（オは、大気汚染防止法第 16 条、エは、熊本県生活環境の保全等に関する条例第 19 条に基づく測定義務）
- 5 特定作業※
 - ☐ 無し
 - ☐ 有り
 - ☐ グラインダーによる金属の研磨作業（サンダーを含む。）⇒キ
 - ☐ 板金作業（0.5mm 以上の材料を使用する場合に限る。）⇒キ
 - ☐ 高速切断機（研削砥石の使用に限る。）による金属の切断作業⇒キ

※ 騒音特定施設を設置する工場、事業場における作業や特定建設作業として行われる作業を除く。

建築主が講じる公害防止措置（実施する対策・対応にレ印を付すこと。）

- ☐ 工場、事業場等内の施設、設備、作業関係は、環境政策課の指導を受ける。
- ☐ 騒音関係の施設の設置場所は、敷地境界から約__m 離し、騒音で付近住民の生活に迷惑を掛けない。
- ☐ 騒音を発生する作業は、防音効果のある建屋内で行い、付近住民の生活に迷惑を掛けない。
- ☐ 圧縮機、送風機、ボイラーは、機械室内に設置する。
- ☐ 機械室は、吸音材を内張りし、吸排口には防音ダクトを取り付ける。また窓及び扉は防音型とする。
- ☐ 屋外に設置する機械については防音、防振対策を講じる。（対策の内容： ）
- ☐ 深夜も冷暖房機器、バーナーを使用する場合は、十分な防音対策を講じる。

- 6 廃棄物焼却炉
 - ☐ 無し
 - ☐ 有り
 - ☐ 焼却能力が 1 時間当たり 50kg 未満（ kg/h）
 - ☐ 火格子面積が 0.5 m²以上 2 m²未満、焼却能力が 1 時間当たり 50kg 以上 200kg 未満、炉内容積が 0.5 m³以上又は火床面積が 0.5 m²以上⇒エ、カ
 - ☐ 火格子面積が 2 m²以上、又は焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上⇒オ、カ
- 7 テナント
 - ☐ 無し
 - ☐ 有り（入居後届出対象施設が設けられるときは、その設置者に対して届出するよう指導する。）

8 楽器・スピーカー等の音響機器の使用（ラジカセ、拡声器、店内放送を含む。）

- ☐ 無し
- ☐ 有り （熊本県生活環境の保全等に関する条例（昭和44年熊本県条例第23号）第58条の規定（拡声器の使用の制限）を遵守する。）

9 車庫・駐車場等の設置

- ☐ 無し
- ☐ 有り ☐ 夜間又は早朝に多く使用する場合は、駐車場に騒音対策を講じる。
- ☐ 有り ☐ カーステレオ、ラジオ等の使用、エンジンのふかしすぎ、不用なアイドリング、ドアの開閉による擬音については、付近住民の静穏な生活環境を損なうことがないよう、利用者に協力、自粛を求める。

10 屋外照明設備の設置

- ☐ 無し
- ☐ 有り （照射時間、角度等は付近住民の生活や天体観測に悪影響とならないように考慮する。）
※サーチライトやレーザー光など特定の対象物以外の照射は禁止。

11 悪臭の防止

- ☐ 飲食店の排気は、悪臭源（焼き鳥、ニンニク、焼き魚等）となることがあるので、排気が直接付近の住宅に影響しないよう、換気扇の排気口の向き等には十分注意する。
- ☐ シンナー、トルエン等揮発性の塗料、溶剤を使用する工場、事業場は、外部に臭気が漏れないよう対策を講じる。

〈 前記ア～キの区分 〉

- ア 熊本県生活環境の保全等に関する条例第44条（第46条）による届出が必要（特定施設の設置工事の30日前までに届け出する。）
- イ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第6条（第8条）による届出が必要（特定施設の設置工事の30日前までに届け出する。）
- ウ 振動規制法（昭和51年法律第64号）第6条（第8条）による届出が必要（特定施設の設置工事の30日前までに届け出する。）
- エ 熊本県生活環境の保全等に関する条例第9条による届出が必要（ばい煙発生施設の設置工事の60日前までに届け出する。）
- オ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条による届出が必要（ばい煙発生施設の設置工事の60日前までに届け出する。）
- カ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条（第13条）による届出が必要（特定施設の設置工事60日前までに届け出する。）
- キ 熊本県生活環境の保全等に関する条例第54条による届出が必要（特定作業開始の30日前までに届け出する。）